

個室ユニット型 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 市川三愛
市川三愛 ショートステイ ご利用料金

平成30年2月1日 現在(1日あたり)

6級地(10.33円)

要介護度	基本利用料 ※注1	利用者負担金 1割	利用者負担金 2割
要支援1	5,247円	524円	1,049円
要支援2	6,518円	651円	1,303円
要介護1	6,993円	699円	1,398円
要介護2	7,675円	767円	1,535円
要介護3	8,408円	840円	1,681円
要介護4	9,090円	909円	1,818円
要介護5	9,772円	977円	1,954円

※上記の基本料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合は、これらの基本料金も自動的に改定されます。

負担段階一覧

負担段階 第1段階	居住費/820円	食費/300円 (1日あたり)
負担段階 第2段階	居住費/820円	食費/390円 (1日あたり)
負担段階 第3段階	居住費/1,310円	食費/650円 (1日あたり)

※負担限度額認定証をお持ちの方はご提示ください。

その他ご負担して頂く料金(介護保険対象外)

居住費(個室1日あたり)	2,750円(所得に応じて減免あり)
食費(1日あたり)	1,750円(所得に応じて減免あり)
持ち込み電化製品電気料(1日あたり)	50円
理美容費	実費
行事・外出行事費	実費
コピー代	1枚10円
その他	介護保険適用外のサービスは実費

※お食事の内訳は朝食450円、昼食700円(おやつ代込)、夕食600円となっております。

その他の各種加算料金(要件を満たす場合、上記の基本料金に以下の加算料金が含まれます。)

加算の種類	加算要件	利用者負担料金
看護体制加算Ⅰ(1日につき)	常勤正看1名以上配置	4円
看護体制加算Ⅱ(1日につき)	常勤換算で看護職員2名以上配置	8円
夜勤職員配置加算Ⅱ(1日につき)	夜勤時間帯に1か月平均で配置基準+1名配置	18円
医療連携強化加算(1日につき)	厚生労働大臣が定める基準であり厚生労働大臣が定める状態であれば算定	59円
認知症行動・心理症状緊急対応加算(1月につき7日を限度)	医師の判断で短期入所生活介護が緊急的に必要と認められた場合	206円

若年性認知症利用者受入加算 (1日につき)	厚生労働大臣が定める基準に適合し、短期入所生活介護を利用した場合に算定	123円
サービス提供体制加算Ⅰイ(1日につき)	介護福祉士60%以上の配置等、体制・人材・要件を満たす場合で日常生活継続支援加算を算定していない場合	18円
送迎加算(片道)	利用者に対して送迎を行う場合	190円
個別機能訓練加算(1日につき)	厚生労働大臣が定める基準に適合し、短期入所生活介護の利用者に対し個別機能訓練を行った場合	57円
緊急短期入所受け入れ加算 (1月につき7日を限度)	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない場合において、緊急に短期入所生活介護を利用した場合	92円
長期利用減算(1日つき施設に対し)	長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合	30円
介護職員処遇改善加算Ⅰ (1月につき合計金額に対し)	介護保険法で定められる当該加算の算定要件を満たす場合	1か月の利用料金の5.9%